

【特集:おらほの農地集積】

「特定農業団体を目指す 富長西・富長東集落」～米づくりのあるべき姿のモデル地区～

なかぞねせいぶ 中埠西部地区



1. 地区の概要

事業名：県営ほ場整備事業（担い手育成型）	農家戸数：受益農家 576 戸
関係市町村：古川市・遠田郡美里町 ・遠田郡田尻町	担い手農家戸数：個別 37 名
関係土地改良区：江合川沿岸土地改良区	担い手経営面積：実施前 119.3 ha
工期：平成 11 年～平成 25 年（完了予定）	H16 年実績 171.3 ha
受益面積：626.3 ha	農地集積率：27.4%（目標：42.0%）
総事業費：7,826 百万円	農地集積増加率：41.2%（目標：103.3%）

2. 地区の現状等

当地区では南北に一級河川江合川・田尻川が流れる平坦・肥沃な耕土にあり、基幹産業である農業は、稲作を中心とした複合経営を目指しています。農業機械を使用した省力化により兼業農家が多く、若年就業者が他産業に流出して中核となる農家が減少しています。

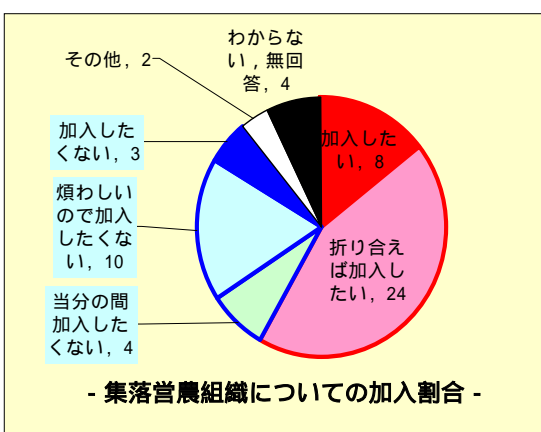
3. 「米づくりのあるべき姿」のモデル地区に

中埠西部地区には古川市・美里町（旧小牛田町）・田尻町の 1 市 2 町にわたって 12 集落があり、これらのうちもっとも西に位置する「富長西集落」と「富長東集落」（以下「富長集落」といいます。）が平成 16 年 1 月に「米政策改革大綱に対応した水田農業モデルづくり」推進プロジェクトのモデル地区に選定されました。このプロジェクトは平成 18 年度までに「米づくりのあるべき姿」のモデルとなる事例をつくることを目指すものです。

富長集落には経営面積が 3.5ha を超える担い手農家が 2 戸あり、農業農村活性化計画書ではさらに 4 戸の担い手農家を育成することとしています。これは中埠西部地区全体で計画している担い手農家数 37 戸のうち 2 割を占めることとなり、中埠西部地区の「担い手集落」となることが期待されます。また、集落には農産物直売所があり、出し手農家等が活躍できる場を提供できる潜在可能性も秘めています。さらに「富長西東大豆転作組合」では 18ha（地区外を含めると 27ha）の大豆固定転作を続けており、全国第 3 位の大豆産地である宮城県の一翼を担っています。これらのことからモデル地区として富長集落が選ばれました。地区で行ってきた特色ある取組について紹介する。

4. 「アグリカルチャー富長」の設立

事業に取り組むにあたり、7 月に 3 条資格者 65 人に対して意向調査を行いました。今後の水田経営に対する考えについては、



規模縮小傾向という回答が 58%にのぼっていました。また、地区における取り組みについて「農地の受委託事業を管理する団体をつくること」や「出し手及び担い手を含めた地域ぐるみの営農」が大事なこととして挙げられています。さらに「集落営農」が組織された場合に「加入したい」と「折り合えば加入したい」が過半数を超えました。これらのことから、農地の受委託事業を管理する、地域ぐるみの集落営農的な組織の設立が必要であると考えられました。

モデル地区に選定されてから 28 回もの話し合いを重ねた結果、集落の総意のもと平成 17 年 2 月 5 日に農用地利用改善団体に準ずる任意組織「アグリカルチャー富長」が設立されました。

5. 特定農業団体を目指して

10 月に国は「品目横断的経営安定対策」を決定しました。これを受けて 12 月にアグリカルチャー富長は役員会を開催し、「品目横断的経営安定対策の要件」「農地利用集積目標 63%」の両方を達成するための方針を話し合いました。

地区内にある 90ha のうち「集团的・団地的な転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織」が 18ha の転作大豆団地を形成しています。すでに担い手農家等が 13ha の利用集積をしていますので、この転作受託組織が委託農家から 14ha 以上を受託すれば「地域の生産調整面積の過半を受託する組織」の利用集積目標「二分の一以上」を達成できます（案 3）。

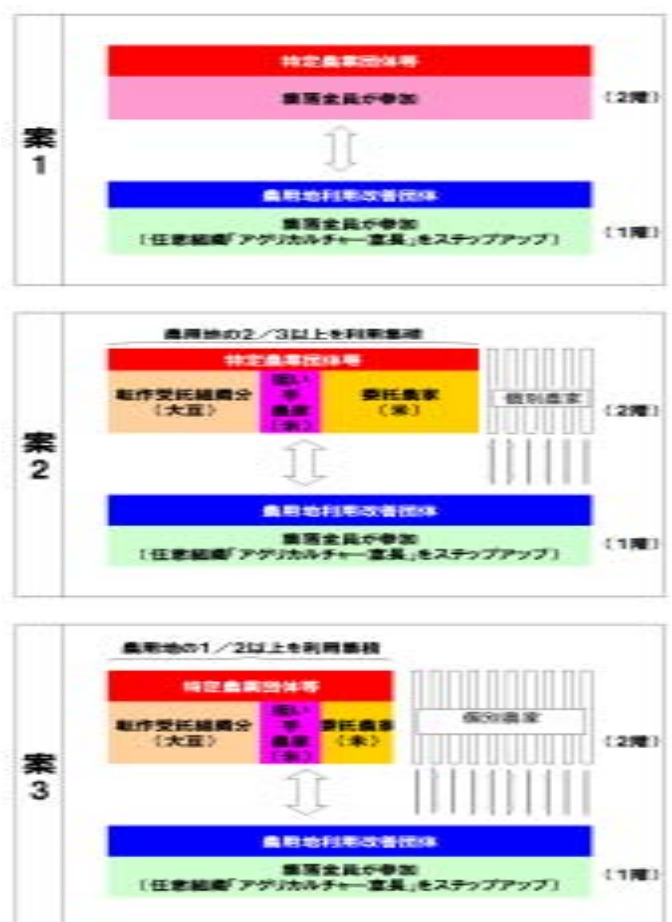
しかしこの要件は当面の間の緩和策に過ぎません。集落営農の原則はあくまでも「全員参加（案 1）」や「地域の農用地の三分の二以上の利用集積（案 2）」を目指す「特定農業団体」等であることです。

役員会の結果、単に転作受託組織を存続させるのではなく、「地域の農用地の三分の二以上の利用集積（案 2）」を目指す「特定農業団体」等の設立をめざすことになりました。

6. まとめ

方針として特定農業団体を設立することにしましたが、設立には農用地利用改善団体が必要ですので、任意組織であるアグリカルチャー富長をステップアップさせる必要があります。また、特定農業団体自体も農業生産法人にステップアップしなければいけません。今後、全国農業会議所発行の「集落営農推進ハンドブック」等を購入して、役員自らが勉強していくことにしています。「アグリカルチャー富長」が集落営農の中心となって活動し、3 月 31 日に誕生する「大崎市」の“モデル”となるような組織を目指したいと考えています。

特定農業団体とは...
担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の 2/3 以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業生産法人となることが確実に見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項）をいう。



富長集落に提示した 3 つの案

問い合わせ先

〒989-4415 遠田郡田尻町田尻字北大杉 34-1
水土里ネット江合川（江合川沿岸土地改良区）
TEL:0229-39-0039 FAX:39-2033

みどり
水土里ネット江合川

<http://www16.ocn.ne.jp/~eai/index.html>